

保土ヶ谷区少年野球連盟・審判部部則

第一章 名称及び事務所

第1条 本審判部は、保土ヶ谷区少年野球連盟（以下本連盟）・審判部と称し、事務所を審判部長が指定した場所に置く。

第二章 目的及び事業

第2条 本審判部は、アマチュアスポーツとしてその活動を通じ正しい軟式野球を普及し、健全な発展を図ると共に、会員相互の親睦と審判技術の向上に寄与することを目的とする。

第3条 本審判部は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 本連盟が主催する大会へ審判を動員・配置する
- (2) 市・県及び連盟が適当と認めた各種大会へ審判員を派遣する。
- (3) 審判の技術指導・研究及び講習会の開催。
- (4) 公認審判員の育成。
- (4) 機関紙その他必要な刊行物の発行。
- (5) その他連盟及び本審判部の目的達成に必要な事業の推進。

第三章 会員及び組織

第4条 会員とは、成人で保土ヶ谷区少年野球連盟の趣旨に賛同し次に掲げる要件を満たす者をいう。

- (1) 公認審判員資格取得者
- (2) 本連盟に所属し、公認資格を有せずとも本審判部が定める連盟審判員（限定）としての審判装備を有する者
- (3) 連盟が主催する大会の審判員として優先的に審判協力ができる者
- (4) 本審判部が定める所定の会員登録を行った者

第5条 本審判部に、次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 部長 | 一名 |
| (2) 副部長 | 若干名 |
| (3) 技術指導員 | 若干名 |
| (4) ブロック長 | 若干名 |

第6条 審判部長・副部長・技術指導員は連盟において任命し、理事会の承認を得る。その他役員は部会において選出する。

第7条 部長は、部会を代表して会務を統括すると共に連盟常任理事としてその任にあたる。
副部長は、部長を補佐し、部長事故ある時はその職務を代行する。
技術指導員は、会員の審判技術向上における指導育成の任にあたる。

ブロック長は、部長・副部長を補佐し定められたブロックに所属する審判員の連盟主催大会等への動員・審判技術向上等会務に従事する。

- 第8条 本審判部に、連盟承認により技術顧問を置くことができる。
- 第9条 役員の任期は、2年とする。但し、兼務並びに再任を妨げない。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。役員は、任期が満了しても後任者が就任するまでその職務を行う。
- 第10条 本審判部に、次の帳簿を備える。
(1) 役員名簿
(2) 会員(審判部員)名簿
- 第11条 本審判部の活動年度は、毎年3月1日に始まり2月末日に終わる。

第三章 会 議

- 第12条 会議は、部会及び役員会とする。
- 第13条 役員会・部会は、随時に部長がこれを召集することができる。
- 第14条 部会は、次の事項を決議する。
(1) 活動計画に関する事項
(2) 役員の選出に関する事項
(3) 本規約の改廃に関する事項
(4) その他必要な事項
(5) 役員・規約改廃は常任理事会・理事会の承認事項とする

第五章 規律

- 第15条 会員は、本規約並びに付属規定に違反することはできない。
- 第16条 会員が公序良俗反にする行為や前条に違反したときは、役員会において除名あるいは、その他の処分をすることができる。

付 則

1. 本規約に定めのない事項については連盟規約に準ずるものとする。
2. 本規約は2011(平成23)年2月19日より施行する。